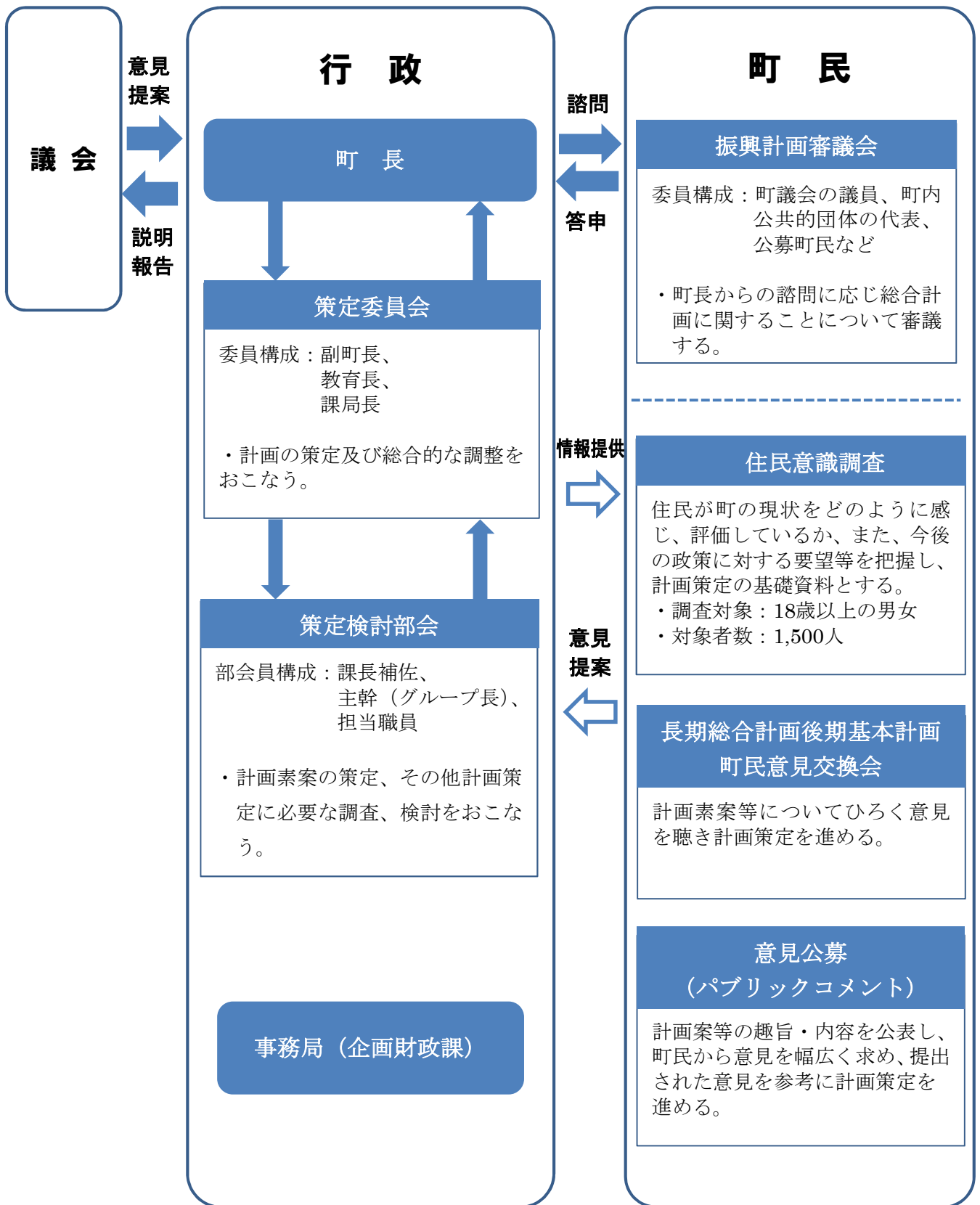


## 第4部

# 資料

1 第六次越生町長期総合計画後期基本計画策定体制図



## 2 第六次越生町長期総合計画後期基本計画策定経過

年月日		主な会議・作業等
令和6年	5月23日	策定基本方針
	5月27日	議会議員 中間報告
	8月7日～8月20日	住民意識調査
令和7年	3月7日	策定検討部会
	3月10日	議会議員 中間報告 住民意識調査 結果報告書
	4月1日～4月30日	振興計画審議会委員募集
	5月16日	策定検討部会
	6月1日～6月30日	議会議員意見募集
	7月3日	第1回策定委員会
	7月8日	策定検討部会
	7月24日	第1回振興計画審議会
	8月21日	策定検討部会
	8月26日	議会議員 中間報告
	9月1日～9月30日	意見募集
	9月28日	町民意見交換会（やまぶき公民館）
	9月29日	町民意見交換会（梅園コミュニティ館）
	9月30日	町民意見交換会（越生町役場）
	10月1日	第2回策定委員会
	10月23日	第2回振興計画審議会
	10月30日	策定検討部会
	11月25日	議会議員 中間報告
	12月17日	策定検討部会
令和8年	1月1日～2月1日	意見募集（パブリックコメント）
	2月2日	第3回策定委員会
	2月19日	第3回振興計画審議会
	2月20日	長期総合計画（案）に対する答申

### 3 越生町振興計画審議会条例

#### 越生町振興計画審議会条例

昭和45年6月19日条例第10号

昭和61年3月20日条例第7号

平成17年3月18日条例第3号

(目的)

**第1条** この条例は、越生町振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

**第2条** 町長の諮問に応じ、町振興計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行なうため、越生町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による町民

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員)

**第5条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、議員、委員等の任期はその職に在職中とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤とする。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は企画財政課において処理する。

(雑則)

**第8条** この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 越生町新町建設審議会条例（昭和34年条例第87号）は、廃止する。

**附 則**（昭和61年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 4 審議会への諮問及び答申

越 企 第 6 6 号  
令 和 7 年 7 月 2 4 日

越生町振興計画審議会長 様

越生町長 新 井 康 之

第六次越生町長期総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

越生町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

第六次越生町長期総合計画後期基本計画（案）

令和8年2月20日

越生町長 新井 康之 様

越生町振興計画審議会  
会長 高橋 一 正

第六次越生町長期総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和7年7月24日付け越企第66号で諮問のあった第六次越生町長期総合計画後期基本計画（案）について、次のとおり答申します。

記

本審議会では、諮問された「第六次越生町長期総合計画後期基本計画（案）」について、慎重に審議を重ねました。

その結果、概ね妥当であると判断します。

今後、計画の実施には、策定にあたり行われた住民意識調査の結果や、町民意見交換会、付記する審議過程において各委員から出された意見などを踏まえ、施策を展開することを要望します。

- (1) 本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年には9,490人になるとされており、基本構想で定める将来目標人口9,800人の達成は努力が必要であると想定される。本計画に基づき、町民と問題意識を共有しながら、人口減少対策に関する各施策を実施されたい。
- (2) 観光で訪れた方が町の魅力を体感し、地域との関係を深め、移住・定住につながる好循環を生み出すことが重要である。観光振興、お試し居住用住宅、空き家バンク、シティプロモーションなどの各施策が相互に連携・補完し合い、交流人口から関係人口、そして移住・定住へとつながる一体的な取組を進められたい。
- (3) 豊かな自然環境を活かしたハイキングのまちとして、森林浴によるストレス軽減効果を町民の健康づくりにつなげられたい。また、楽しみながら運動できる機会や場の提供に努めることで、健康増進を図り、町民が健やかに暮らせる環境づくりに努められたい。
- (4) 安心して子育てができる環境や支援体制を構築し、越生町ならではの特色ある教育を展開するなど、こどもの健やかな成長を支えるための魅力ある施策を推進され

たい。

- (5) 防災・減災対策については、近年の気候変動による自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、避難所の環境整備や情報伝達体制の強化、断水時には井戸を活用するなど、町民の安全・安心を確保する施策を推進されたい。
- (6) 商工業の振興と観光の持続的な発展については、人口減少という厳しい状況を踏まえ、観光協会や商工会と連携しながら、地域の活力と魅力の維持向上を図るよう時代に即した取組を進められたい。
- (7) 農林業は担い手の高齢化や自然環境の変化などから依然として厳しい状況が続いている。近年では、クビアカツヤカミキリによる梅や桜への被害や、有害鳥獣による農作物への被害が深刻になっていることも踏まえ、重点的に取組を進められたい。
- (8) 土地利用については、機能集約によるコンパクトなまちづくりが求められており、越生駅周辺やうめその梅の駅を拠点とした賑わいの創出を進められたい。また、高齢者をはじめとする町民の移動手段を確保するため、越生町にとって最適な公共交通システムの構築に努められたい。
- (9) 広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、町の内外を問わず積極的に情報発信をおこなうことで、町の魅力をアピールするとともに施策の理解や関心の向上を図られたい。また、各種施策の推進にあたっては、広く町民の意見を聴き、多様な世代や立場の声を丁寧にくみ取り、町民参加による開かれた行政運営に努められたい。
- (10) 公共施設の維持管理については、人口減少と厳しい財政状況を踏まえ、計画的な対策を図られたい。また、町民の来訪機会の多い役場や公民館などの施設の設備にも配慮し、優先順位を明確にしながらバランスの取れた維持管理を推進されたい。
- (11) 計画の推進にあたっては、限りある財源の中で効果的な事業選択に努め、社会情勢の変化に柔軟に対応し、デジタル技術を活用しながら、実効性の高い施策展開を図られたい。

## 5 越生町振興計画審議会委員名簿

選 出 区 分	団体名・役職名	氏 名	備 考
町議会の議員	議会議員	高橋 一正	会 長
	議会議員	島野 美佳子	
教育委員会の委員	教育委員	内藤 久美子	
農業委員会の委員	農業委員会会長	池田 吉男	
町内の公共的団体等の 役員及び職員	区長会会長	青柳 高	副会長
	観光協会会長	島野 博行	
	商工会会長	長島 祥二郎	
識見を有する者	城西大学 教授	真野 博	
公募による町民		保坂 豊國	
		杉浦 早苗	

## 6 第六次越生町長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

### 第六次越生町長期総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第六次越生町長期総合計画後期基本計画（以下「長期総合計画」という。）を策定するため、第六次越生町長期総合計画後期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は次の各号に関する事項を所掌する。

- (1) 長期総合計画に係る調査、研究に関すること。
- (2) 長期総合計画の策定に関すること。
- (3) その他長期総合計画に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長及び課局長をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。
- 4 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 5 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定検討部会等)

第5条 策定委員会の所掌事務を補佐するため、策定検討部会を置く。

- 2 策定検討部会は課長補佐、主幹等で組織し、町長が任命した職員をもって充てる。
- 3 策定検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、特に必要があると認めるときは、策定検討部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 策定検討部会には、効率的な検討等を行うため、専門部会を置くことができる。専門部会は、主席主査及び主査等で組織し、町長が任命した職員をもって充てる。

(任期)

第6条 策定委員会の委員及び部会員の任期は、長期総合計画が策定されたときまでとする。

- 2 任期中において委員及び部会員の異動があった場合の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会及び検討部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

7 第六次越生町長期総合計画後期基本計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

職 名	氏 名
副町長	◎ 三浦 道弘
教育長	○ 原口 仁
総務課長	関口 敏夫
企画財政課長	岩澤 清
税務課長	坂口 英夫
会計課長	奥泉 和彦
町民課長	松澤 義幸
健康福祉課長	町田 京子
子育て支援課長	岩崎 貴美枝
産業観光課長	関根 睦生
まちづくり整備課長	奥富 明
学務課長	松浦 俊太郎
生涯学習課長	立川 一紀
水道課長	小沢 和義

## 8 第六次越生町長期総合計画後期基本計画策定検討部会員名簿

課名・担当名	職名	氏名
議会事務局	課長補佐	及川 東
総務課庶務担当	主幹	田島 統子
総務課地域支援・防災安全担当	課長補佐	新井 琢郎
企画財政課企画・情報システム・企業誘致担当	課長補佐	島田 広満
企画財政課管財担当	課長補佐	眞仁田 純哉
税務課課税担当	課長補佐	横手 智子
税務課収税担当	主幹	小泉 直樹
会計課会計担当	課長	奥泉 和彦
町民課住民担当	課長補佐	田端 美穂子
町民課国保年金担当	課長補佐	吉田 博光
健康福祉課福祉担当	課長補佐	北川 豊子
健康福祉課高齢者介護・包括支援担当	主幹	新井 貴美彦
健康福祉課保健予防担当	主幹	深田 希
子育て支援課こども担当	課長補佐	原 典子
子育て支援課越生保育園	主幹	高野 真吾
産業観光課農林・梅担当	主幹	齊藤 勇紀
産業観光課観光商工担当	課長	関根 睦生
農業委員会事務局	主幹	福田 哲
まちづくり整備課まち企画・新エネルギー対策担当	課長補佐	大附 克一郎
まちづくり整備課道路河川整備担当	課長補佐	石川 誠二
まちづくり整備課環境管理担当	課長	奥富 明
学務課学務担当	主幹	芝田 雅啓
生涯学習課生涯学習・文化財・図書館担当	課長	立川 一紀
水道課庶務担当	課長	小沢 和義
水道課施設整備担当	主幹	石川 淳一